

令和8年度中小企業DX推進補助金（DXツール導入型）募集要領

公益財団法人やまぐち産業振興財団

公益財団法人やまぐち産業振興財団では、中小企業の成長段階に応じたデジタル化を推進し、生産性向上と省力化・自動化を実現することで、人手不足や継続的な賃金引上げの影響を受けている中小企業の持続的な成長を促進することを目的とした補助金を、下記のとおり募集します。

記

1 募集する補助金の内容

ア 補助金の対象者

- (ア) 県内に事業所を有する中小企業者
- (イ) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
- (ウ) 日本標準産業分類（令和5年7月改定）に定める業種のうち、大分類A（農業、林業）、大分類B（漁業）を除く業種である者
- (エ) 補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体、その他公的団体から類似の補助金等の交付又は経費の負担を受けていない者

イ 補助内容

- (ア) 補助対象経費
デジタル化による生産性向上や省力化・自動化を目指した取組に係る導入経費（別表参照）
- (イ) 補助金額等
補助上限額 75万円 補助率 1／2以内
- (ウ) 募集件数
100件程度
- (エ) 事業対象となる期間
交付決定の日～令和9年1月末日まで

2 申請方法

所定の様式に従い作成した申請書及び添付書類を（公財）やまぐち産業振興財団に郵送するか、直接持参してください。

募集期間：令和8年12月25日（金）まで随時募集

※同一年度内において、一度交付決定を受けるとその後の申請はできません。

※予算上限に達した時点で募集を終了します。

※ファックス・メールでの応募は受け付けません。

3 必要書類

(1) 中小企業DX推進補助金(DXツール導入型補助金)交付申請書(別記第1号様式)

(2) 添付資料

- ① 応募要件の確認書
- ② 補助事業に要する経費の金額の根拠を示す見積書等
- ③ 県税の納税証明書(滞納のないことの証明)
- ④ 会社概要(会社パンフレット等、事業概要が記載してある資料)
- ⑤ 調達先(購入・契約先)の直近決算書(調達先と資本関係がある場合のみ)
- ⑥ その他(必要に応じ、追加で資料を求めることがあります。)

※申請書の様式は、(公財)やまぐち産業振興財団のホームページからダウンロードできます。 <https://yipf.or.jp>

4 申請に際しての注意事項

- (1) 補助金は、交付決定通知後に契約(発注等)した経費が対象です。それ以前のシステム経費(すでに導入しているソフトウェアの更新、ライセンス数の追加等)は対象となりません。また、初期導入費を計上する場合は、内訳及び内訳毎に金額が記載された見積書を提出してください。
- (2) 補助金の申請にあたっては、消費税及び地方消費税は補助対象外のため除外してください。
- (3) 調達先(購入・契約先)と資本関係がある場合は、別紙により利益排除を行い、補助金申請額を算出してください。
- (4) 申請に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、適正な取扱いに努めますが、交付決定された事業の補助対象者、事業の概要等については、当財団のホームページで公表する場合があるほか、県内中小企業のDX推進のための取組事例として事前承認を得た上での紹介や、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行う場合がありますのでご承知おきください。
- (5) 提出された書類等は、返却いたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (6) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (7) 本補助金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還することになります。
- (8) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (9) 前記のほか、「中小企業DX推進補助金交付要綱(DXツール導入型補助金)」を参照してください。

【提出先・問い合わせ先】公益財団法人やまぐち産業振興財団 経営企画部

〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設4階

TEL: 083-902-3711

(別表)

・補助対象経費

補助率/補助上限/ 期間	事業内容	対象経費	
		購入形態	内容
補助率:1/2以内 補助上限:75万円 期間:令和9年1月 末日まで	生産性向上や省力 化・自動化を目指し たソフトウェア導入 の取組	買い切り(永久 ライセンス)型	ソフトウェア購入費及び初期導入費(機器等 の購入費用は除く)
		クラウドサービ ス・サブスクリ プション型	ソフトウェア・クラウド利用料及び初期導入 費(機器等の購入費用は除く)

※すでに導入済みのソフトウェア・クラウドサービスに対する増台や、追加購入分のライセンス費用は対象外です。

※初期導入費を計上する場合は、内訳及び内訳毎に金額が記載された見積書を提出してください。

(別紙)

補助金申請に係る利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

1. 利益等排除の対象となる調達先

以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告書(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告書(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、(2)及び(3)が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。